

IMES DISCUSSION PAPER SERIES

貨幣および貨幣類似資産の会計上の測定について
貨幣はなぜ名目価値で評価されるのか

ふるいち みねこ
古市 峰子

Discussion Paper No. 2010-J-20

IMES

INSTITUTE FOR MONETARY AND ECONOMIC STUDIES

BANK OF JAPAN

日本銀行金融研究所

〒103-8660 東京都中央区日本橋本石町 2-1-1

日本銀行金融研究所が刊行している論文等はホームページからダウンロードできます。

<http://www.imes.boj.or.jp>

無断での転載・複製はご遠慮下さい。

備考：日本銀行金融研究所ディスカッション・ペーパー・シリーズは、金融研究所スタッフおよび外部研究者による研究成果をとりまとめたもので、学界、研究機関等、関連する方々から幅広くコメントを頂戴することを意図している。ただし、ディスカッション・ペーパーの内容や意見は、執筆者個人に属し、日本銀行あるいは金融研究所の公式見解を示すものではない。

貨幣および貨幣類似資産の会計上の測定について 貨幣はなぜ名目価値で評価されるのか

ふるいち みねこ*
古市 峰子*

要 旨

本稿は、企業会計上、公正価値会計の適用範囲が拡大するなかで、貨幣については依然として名目価値(額面)による評価が適切と考えられている論拠を、主に貨幣の法的特徴との関係から整理・検討している。また、かかる検討から、名目価値評価の対象となる資産を識別するためのメルクマールの抽出を試みるとともに、当該メルクマールを代表的な貨幣類似資産に適用することによって、それらの資産を名目価値評価することの可否・当否について検討している。その結果、貨幣が名目価値で評価されるのは、貨幣的測定の公準および貨幣価値一定の公準があるからといえる一方で、貨幣については、(1)交換手段としての汎用性ないし流動性が極めて高いこと、(2)発行体の破綻や時の経過により価値が増減する可能性が極めて低いこと、(3)価値変動が生じたとしても名目価値で授受されることがほぼ確実であることから、そもそも名目価値評価が妥当と捉え得ることを指摘している。さらに、このように解することが可能であるとすれば、企業が(1)~(3)の要件をすべて満たす資産を、決済手段として利用することを目的に保有する場合には、当該資産が会計行為の測定単位でない場合であっても、「決済目的資産」として貨幣と同様に名目価値評価の対象となり得るとの見方を示している。そのうえで、こうしたメルクマールに照らせば、例えば普通預金・当座預金などの要求払預金は名目価値評価が可能かつ妥当といえる一方で、定期預金、小切手、約束手形、売掛金、短期貸付金、ポイントについては名目価値評価が妥当でないこと、電子マネーについて名目価値評価が妥当かどうかはその汎用性の程度に依存するとの見方が可能であることなどを述べている。

キーワード：名目価値評価、貨幣的測定の公準、貨幣価値一定の公準、資産の測定基準、物価変動会計、貨幣性資産

JEL classification: M41

* 日本銀行金融研究所企画役補佐 (E-mail:mineko.furuichi@boj.or.jp)

本稿の作成に当たっては、徳賀芳弘教授(京都大学)、福島隆准教授(明海大学)および金融研究所スタッフから有益なコメントをいただいた。ここに記して感謝したい。ただし、本稿に示されている意見は、筆者個人に属し、日本銀行の公式見解を示すものではない。また、あり得べき誤りはすべて筆者個人に属する。

目次

1 . はじめに.....	1
2 . 企業会計における貨幣の測定に関する考え方.....	4
(1) 貨幣的測定の公準.....	4
(2) 貨幣価値一定の公準.....	6
(3) 物価変動会計.....	8
3 . 資産の特徴と名目価値評価との対応関係.....	11
(1) 法的観点からみた貨幣の特徴と名目価値評価との関連性.....	11
(2) 名目価値評価の対象となる資産の要件(一般的なメルクマールへの展開)	13
4 . 具体例へのメルクマールの当てはめ.....	14
(1) 銀行預金.....	15
(2) 小切手.....	17
(3) 約束手形.....	19
(4) 売掛金・短期貸付金.....	21
(5) 電子マネー.....	22
(6) ポイント.....	26
5 . おわりに.....	28
【参考文献】.....	31

1. はじめに

企業会計上、公正価値会計（時価会計）¹の対象とされる資産・負債の範囲が徐々に拡大している。とくに金融資産および金融負債については、例えば国際会計基準審議会（IASB）や米国財務会計基準審議会（FASB）が長期目標として掲げているように、原則として、そのすべてを公正価値会計の適用対象とすべきとの主張もみられるところである。

こうしたなか、貨幣（現金）²については、従来どおり、額面（名目価値）³で認識・評価することがいわば自明のように考えられており、公正価値会計あるいは事後的な評価替えを適用すべきかどうかなどの議論は、ほとんどなされていないようである⁴。その背景には、2節（1）および（2）で詳述するように、今日の企業会計では、すべての会計行為は貨幣額によって測定すること、そこでいう貨幣の価値は一定のものと仮定することが、いわゆる「会計公準」（企業会計の理論形成上、とくに会計原則の成立のためにその根本的な基盤となるもの）⁵の1つとして考えられていることが影響しているのであろう。これは「貨幣的測定の公準」、これは「貨幣価値一定の公準」と呼ばれている⁶。つまり、多様

¹ 本稿で公正価値会計とは、貸借対照表日における公正価値で評価し、当該公正価値と簿価との差額（評価差額）を当期純利益として計上することをいう。なお、公正価値は、市場価格のようないわゆる時価よりも広い概念を指すものとして用いられることが多いが、本稿では、とくに断りのない限り、公正価値と時価を区別せずに用いている。

² 「貨幣」の定義は、論じられる分野・テーマや論者等によってさまざまであるが、本稿では、とくに断りのない限り、法律上、強制通用力が認められているもの（いわゆる法貨であり、わが国においては日本銀行発行の日本銀行券および政府発行の硬貨）を指すこととする。なお、貨幣の類似語として現金、金銭、通貨などがあり、本稿でも便宜上これらの用語を用いることがあるが、とくに異なる定義を明示しない限り、これらについても本稿でいう貨幣と同義で用いている。

³ 名目価値とは、券面額や契約金額を指す。他方、取得原価は、券面額や契約金額よりも高いあるいは低い場合がある（ゆえに償却原価が適用され得る）ため、名目価値と一致するとは限らない。

⁴ この点、2000年12月に国際会計基準委員会（IASB）と各国の会計基準設定機関の共同作業グループ（Joint Working Group：JWG）が公表した基準案「金融商品および類似項目」においては、すべての金融資産を公正価値会計の対象とすることが提案され、そこでいう金融資産の定義には貨幣も含まれていたが、貨幣の公正価値とは何かについては言及されていない。また、2010年5月にFASBが公表した公開草案「金融商品会計およびデリバティブ商品とヘッジ活動の会計の改訂」においても、金融資産を原則として公正価値で評価することが提案され、そこでいう金融資産の定義には貨幣も含まれているが、ここでも貨幣の公正価値とは何かについては議論されていない。

⁵ 新井 [1978] 61 頁。

⁶ 新井 [2008] 29 頁によれば、会計公準には、企業会計の実務慣行や伝統的な会計処理方法などを分析検討し、いわば帰納的方法によって、企業会計の最も基礎的・一般的な前提条件を導

な企業活動や関連事象を会計情報という数値情報で表現するためには、それらを数値化するための尺度（測定単位）を統一する必要がある、そうした尺度としては、あらゆる経済活動の量的把握にとって共通分母としての性質を持つと考えられる貨幣（あるいは貨幣単位）が適当であること、また、そうした尺度として貨幣を位置付ける以上、その価値が常に変動するようでは困る（尺度としての役割を果たすことができない）と考えられており、その帰結として、資産としての貨幣も名目価値によって評価されているのであろう。

このように、企業会計では、まず、多様な企業活動や関連事象を会計情報という数値情報で表現するためには共通の尺度が必要であり、そうした尺度としては貨幣が適当であるという判断がなされ、そうであるとすれば測定尺度としての貨幣の価値は一定とみなすのが適当であると説明されることが一般的である。これに対して、逆からの説明、すなわち、多様な資産あるいは測定尺度の中から貨幣あるいは貨幣単位が会計行為の測定尺度として選択されたのは、そもそも貨幣についてはその特徴からみて名目価値評価が最も妥当する資産であり、それゆえに会計行為の測定尺度として最も機能し得ると捉えられるためであるという説明も可能なのではないか。その際には、「貨幣についてはその特徴からみて名目価値評価が最も妥当する資産である」という点について、改めて検証することが必要となろう。

こうした検証は、例えば次の点でも意義があるように思われる。第 1 に、貨幣のどのような特徴が名目価値評価の論拠となり得るかを整理・検討することを通じて、貨幣と同様に名目価値で評価すべき資産を識別するメルクマールを抽出することができるのではないかと考えられる。第 2 に、そのようなメルクマールを具体的な資産に当てはめることにより、例えば、銀行預金や手形・小切手などの資産を現金同等物あるいは貨幣性資産と捉え、貨幣と同様の会計処理（測定基準）を適用することの是非を検討したり、電子マネーやポイントあるいは地域通貨のように、貨幣に代わる支払ないし交換手段としての利用が期待されている新たな財産的価値の資産としての会計処理⁷を検討するうえで、有

き出したもの（構造的公準）と、企業の社会的・経済的・法制的な環境を分析検討し、いわば演繹的方法によって、企業会計に対する社会からの基本的な要請を導き出したもの（要請的公準または目的公準）があり、「貨幣的測定の公準」（およびその派生的公準あるいは実質的意味と考えられている「貨幣価値一定の公準」）は、「企業実体の公準」および「継続企業の公準」とともに、に該当するとされている。ちなみにには、有用性の公準や公正性の公準などが含まれる。

⁷ 例えば電子マネーやポイントの会計処理に関する議論は、これまでのところ発行企業についての議論が中心であり、資産として保有している場合の会計処理については、内山 [1998] などがあるものの、あまり論じられていないように思われる。ましてや貨幣と同様に扱うべきかどうか

益な示唆を得ることができるのではないかと考えられる。

本稿は、こうした問題意識に基づき、現行の企業会計上、貨幣については名目価値で測定（評価）するとされている論拠について、貨幣の資産としての特徴との関係から整理・検討すること、そうした整理・検討から、貨幣と同様に名目価値評価が妥当とされる資産を識別するためのメルクマールの抽出を試みること、さらにそうしたメルクマールに照らして、代表的な貨幣類似資産の測定基準について検討することを目的としている。

本稿の構成は次のとおりである。まず 2 節において、現行の企業会計における貨幣の測定に関する考え方を概観する。次いで 3 節では、貨幣についてはその特徴からみても名目価値評価が最も妥当する資産であるといえるかどうかについて、主として貨幣の法的特徴に即して検証するとともに、そこから貨幣と同様に名目価値評価の対象となり得る資産を識別するためのメルクマールの抽出を試みる。さらに 4 節では、代表的な貨幣類似資産として、銀行預金、小切手、手形、売掛金・短期貸付金、電子マネー、ポイントを取り上げ、3 節で検討したメルクマールに照らして、これらを名目価値で評価することの可否・当否について検討する。最後に 5 節で、本稿をまとめるとともに、今後の課題について述べる。

かに関する議論は、ほとんどみられないようである。その理由としては、電子マネーやポイントの利用は、現在のところ、個人の消費者による少額決済が主流であり、企業がそれを資産として保有するケースはほとんどないが、保有する場合でも、企業会計上の論点とするほどの金額ではないことなどが指摘されよう。しかしながら、今後、電子マネーやポイントの支払手段としての利便性や汎用性がさらに高まり、より頻繁かつ高額な支払いに利用される可能性は考えられよう。とりわけプリペイド方式の電子マネーについては、2009 年 6 月に成立した「資金決済に関する法律」によって、そのシステムの安定性、効率性および利便性の向上が期待されている。また、ポイントについても、消費者による利用が想定されているものの、例えば経済産業省の「企業ポイント研究会」や「企業ポイントの法的性質と消費者保護のあり方に関する研究会」等において、そのさらなる発展と活用に向けた検討が進められており、支払手段としての利便性の向上が期待される。こうした状況を踏まえると、将来的には企業による電子マネーやポイントの利用が常態化し、その金額が無視し得なくなる可能性は、必ずしも否定できないであろう。

なお、電子マネーやポイントの利用状況などについては、例えば企業ポイント研究会[2007]、決済に関する研究会[2007]、杉浦[2008]、企業ポイントの法的性質と消費者保護のあり方に関する研究会[2009]、金融審議会金融分科会第二部会[2009]、日本銀行決済機構局[2009]、野口[2009]を参照されたい。また、電子マネーやポイントの発行企業における会計処理については、例えば内山[1998]、根岸[2006]、金融審議会金融分科会第二部会 決済に関するワーキング・グループ第 4 回会合（2008 年 7 月 2 日）資料 4-2「ポイント及びプリペイドカードに関する会計処理について（改訂）」、企業ポイント研究会[2007]、醍醐[2008]、野口[2009]を参照されたい。

2. 企業会計における貨幣の測定に関する考え方

前節で触れたように、現行の企業会計において、貨幣は、企業による取得時に名目価値（券面額）で認識され、事後評価は行われぬものとして扱われている。こうした取扱いは、日本基準のみならず、国際会計基準⁸や米国基準などにおいても同様である。その背景には、「すべての会計行為は貨幣額によって測定すること」および「そこでいう貨幣の価値は一定のものと仮定すること」が、会計公準として考えられていることがある。もっとも、著しい物価変動下においては測定単位を名目貨幣単位から現在購買力単位（後述）に変更すべきとの議論（物価変動会計）があり、変更した場合には、貨幣価値の変動が貨幣の評価額に反映されることになる。この点を踏まえると、貨幣について事後評価がなされることはおよそあり得ないとはいえないものの、そうした局面は極めて限定的に考えられている。以下、これらの点について、やや詳しくみていく。

（1）貨幣的測定の公準

貨幣的測定（あるいは貨幣的評価）の公準とは、「企業実体の経済活動および関連事象の期間別把握は、主として、貨幣額によって行われる」⁹こと、換言すれば、「企業会計における量的表示が、ときには物量計数をふくむことがあるとしても、最終的には貨幣計数をもって統一的に測定・表示される」¹⁰ことをいう¹¹。その論拠としては、一般に、貨幣額が企業活動および関連事象の測定尺度として最も共通的・一般的な尺度であるためと説明されている。例えば新井[2008] 32頁では、「現実の企業活動は、貨幣額のほか、トン、キログラム、メートル、平方メートルなどの物量的尺度を用いて営まれているが、このような物量的尺度は、すべての企業活動や関連事象の測定手段としては、共通性・統一性がない。例えば、商品の売買取引がトンで測定・記録され、建物の取得が平方メートルで測定・記録されている場合、その商品と建物の両方を、企業会計上、資

⁸ 本稿で「国際会計基準」とは、IASB およびその前身である IASC の作成した会計基準等(IAS、国際財務報告基準 IFRS 等)を指す。

⁹ 新井[2008] 31頁。

¹⁰ 嵐村[1989] 38～39頁。

¹¹ ちなみに、例えば企業会計基準委員会(ASBJ)が2006年12月に公表した討議資料「財務会計の概念フレームワーク」(以下、「ASBJ 概念フレームワーク討議資料」という)では、「財務諸表における測定とは、財務諸表に計上される諸項目に貨幣額を割り当てることをいう」(第4章第2項)と記述されている。

産としてとらえようとしても、測定尺度が異なるから、両者を合計することはできない。これに対して、貨幣額は両者に共通する尺度であるから、両者の金額を合計してこれを企業の資産額としてとらえることができる」と述べられている。また、企業会計において貨幣的測定が会計公準とされる理由の1つとして、今日の企業会計は分配可能額や課税所得の計算を重要な任務としているためとの指摘もある¹²。

このように、今日の企業会計においては貨幣的測定が前提とされるため、企業活動等のうち、貨幣額によって合理的な測定ができないもの（例えば、会社の信用や生産技術の程度、社長・従業員の能力¹³）は企業会計の対象にならない。換言すれば、貨幣で測定できるかどうかは、企業会計の対象・内容を画する基準となっている。

なお、ここでいう貨幣とは、いずれかの特定形態の貨幣ではなく、抽象的単位（日本では「円」、米国では「ドル」など）を指している。その意味で、貨幣額あるいは貨幣単位という表現のほうが適切ともいえよう。また、ここでいう貨幣単位は、1組の財務諸表に対して1つに限定されている。すなわち、企業活動が複数国・地域の通貨を用いて行われている場合であっても、最終的に作成・報告される財務諸表では、異なる通貨（貨幣単位）ベースの数値が混在するのではなく、ある1つの通貨（貨幣単位）ベースの数値に「換算」されて表示される。企業が財務諸表の作成において用いる通貨（貨幣単位）は、「報告通貨」あるいは「表示通貨」と呼ばれている（以下、「表示通貨」で統一する）。表示通貨は、通常、自国通貨が選択あるいは要求される。例えば日本基準では、財務諸表は自国通貨（すなわち円貨）建てで作成し、外貨建ての取引から生じた項目や在外子会社等で作成された外貨表示の財務諸表項目については、円貨に「換算」することが求められている。他方、国際会計基準では、日本基準にはない「機能通貨」という概念が採用されている。機能通貨とは、「企業が営業活動を行う主たる経済環境の通貨」をいい、いずれの通貨を機能通貨とするかは、報告企業および在外事業体ごとに、IAS第21号「外国為替レートの変動の影響」の定める要因を考慮しつつ、企業が決定する¹⁴。機能通貨と異なる通貨建ての取

¹² 例えば新井 [2008] 32 頁参照。

¹³ もっとも、こうしたものについても、企業結合におけるのれんの計上のように、他企業の買収・合併等に際して有償で取得した場合（受け入れた純資産を超える金額を支払った場合）には、貨幣額によって合理的な測定ができるとして、企業会計の対象とされている。

¹⁴ いったん機能通貨が決定された後は、基本的な取引や事象、状況に変化がない限り、変更されない（IAS第21号 par.13）。

引（外貨建て取引）から生じた項目等は、機能通貨に換算することが求められる。さらに、機能通貨と異なる通貨を表示通貨とすることも可能とされており、その場合には、外貨から機能通貨、さらに表示通貨への換算が必要となる¹⁵。

（２）貨幣価値一定の公準

「貨幣価値一定の公準」とは、貨幣的測定の公準に基づいて会計行為を貨幣計数で測定・表示する際、「測定尺度としての貨幣の価値の変動は、企業会計上、考慮しない」¹⁶ことをいう。これは、貨幣計数による会計行為の測定・表示は、貨幣価値が不変である場合にはじめて比較性つまり計算適合性をもち得るとの考えに基づくものであり、貨幣的測定の公準から派生するもの¹⁷、あるいは貨幣的測定の公準の実質的意味¹⁸として捉えられている。この結果、貨幣は、本節（３）でみるような特段の事情がない限り、常に名目価値（額面）で捉えられることになる。

この点は、とくに取得原価会計を正当化するための理論的前提として強調されている。例えば新井〔1978〕68～69頁では、「取得原価とは、その資産を購入または製作した時の貨幣の額で測定されたものであり、他面、企業が保有する各種の資産は時点を異にして取得されたものである。そこで、たとえば10年前に取得したA資産の額と5年前に取得したB資産の額と最近取得したC資産の額（これらは、それぞれの取得時において支出した貨幣で測定した額である）を、貨幣価値が漸次下落傾向にある場合に、そのまま各取得時点における異なった購買力の貨幣によってそれぞれ測定したとすれば、これらの各資産額を合計しまたはその合計額をこの企業の総資産額として貸借対照表に表示することは、不合理であり無意味でさえあろう。すなわち、それは、ちょうど、気温の変化で伸び縮みする物差しで、いろいろな物をそれぞれ異なった気候のときに計ったとすれば、それらの物の長さを比較することも、またそれらを合計することも意味がないのと同じだからである。したがって、今日の会計原則が取得原価主義を主張する背後には、貨幣価値が安定しているとみる前提（または安定し

¹⁵ 1つの企業において機能通貨と表示通貨は同一の場合が多いようであるが、個別財務諸表の機能通貨が連結財務諸表の表示通貨と異なる場合には、個別財務諸表を連結財務諸表に取り込むに当たり、機能通貨から表示通貨への換算が必要となる。

¹⁶ 新井〔2008〕32頁。

¹⁷ 例えば新井〔2008〕32頁。

¹⁸ 例えば桜井〔2010〕57～58頁。

ているとみることができるという前提)がなければならないといえるのである」と説明されている。また加古 [1981] 2~3 頁では、「取得原価主義会計においては、企業と外部者との取引事実がとくに重視され、企業が公表する財務諸表は、企業が一方の当事者である取引において、実際に成立した価格にもとづいて作成される。そして、この取引価格は、当該取引時点において、企業と外部者との間で同意された貨幣単位数で測定される。すなわち、企業にとって最も一般的かつ重要な取引は、購入市場から生産要素としての資産(財貨または用役)を受け入れ、これと引きかえに貨幣(現金または現金等価物)を提供する購入取引と、販売市場に対して生産物としての資産を提供し、これと引きかえに貨幣を受領する販売取引であるが、取得原価主義会計においては、これら購入または販売取引に際して、実際に授受された貨幣の一単位(たとえば1円)が、会計上の測定単位として採用されるわけである。このように、取得原価主義会計において測定単位として採用される貨幣単位は、企業と外部者との取引が行われた時点において具体的に授受された貨幣の名目単位である。それは異なる取引時点において、そのつど、決済の用に供された貨幣の名目単位を指すものであり、しかも異なる取引時点間において、貨幣のもつ一般購買力が変動している場合にも、その事実が考慮外に置かれ、過去における実際取引時点の購買力をもつ貨幣単位がそのまま採用されるという意味で、『名目貨幣単位』または『歴史的貨幣単位』と呼ぶことができるものである」と述べられている¹⁹。

このように、取得原価会計においては、資産の取得時(当初認識時)における評価額の決定方法として、取得資産そのものの価値を独立に評価するのではなく、当該資産の取得に要した対価としての貨幣支出額をまず測定し、そのうえで、当該測定額を用いて、取得資産の評価額を従属的に決定するという方法が一般に採られている²⁰。この場合、測定単位として名目貨幣単位(名目価値)が採用されるために、対価として支出された貨幣の名目単位数が、そのまま取得資産の評価額となる。他方、現行の企業会計が採用する公正価値会計についても、貨幣の名目単位数をもって公正価値が測定される以上、貨幣価値一定の公準が前提とされているという点では同じといえる²¹。

¹⁹ このほか、貨幣価値一定の公準と取得原価会計との関わりについては、例えば武田 [2008] 456~457 頁を参照。

²⁰ この点、ASBJ 概念フレームワーク討議資料でも、「取得原価とは、資産取得の際に支払われた現金もしくは現金同等物の金額、または取得のために犠牲にされた財やサービスの公正な金額をいう」(第4章第8項)とされている。

²¹ 本節(3)の表を参照。

(3) 物価変動会計

このように、現行の企業会計においては、あらゆる会計行為を貨幣計数によって統一的に測定・表示するために、貨幣価値は一定であること（名目価値で捉えること）を基礎的な前提条件として考えている。もっとも、貨幣価値一定の公準は、その測定手段たる貨幣が「尺度としての有用性」を有する場合にのみ妥当するとの見方が強い。例えば新井[1978]200～201頁は、貨幣が経済事象を統一的に測定し表現するための共通分母として重要な役割を果たすことを認めつつも、これを「尺度としての有用性」の点から吟味するならば、（尺度としての）貨幣は、単に測定された対価または取引価格もしくは価格総計を表現するための手段にとどまるものではなく、企業の諸事象を合理的に表す限りにおいてのみ、尺度として有用なものであると指摘している。

この点、例えば一般物価水準が著しく変動する状況下においては、名目貨幣単位の採用を維持することについて次のような欠陥が生じると指摘されている²²。第1に、一般物価水準の上昇（下落）に伴って貨幣のもつ一般購買力が下落（上昇）すると、測定単位として採用してきた名目貨幣単位の同質性が失われ、もはや統一的測定単位としての機能を果たせなくなる。第2に、統一的測定単位として機能しない名目貨幣単位の採用は、単に特定の会計期間における計算結果を不合理なものとするにとどまらず、異なる時点において異なる測定単位で測定された各項目の金額およびそれらを基礎として計算された種々の会計数値の、期間的な比較可能性も阻害する。さらに、各企業が名目貨幣単位を採用しつづける限り、異なる企業相互間の各会計数値の比較可能性も失われる。第3に、一般物価水準の上昇（下落）に伴う貨幣購買力の下落（上昇）を無視するため、貨幣性資産について生ずる購買力損失（いわゆる債権者損失）や貨幣性負債について生じる購買力利得（いわゆる債務者利潤）などが認識されず、したがって、これらの情報が財務諸表上明瞭に開示されないことになる。

そこで、貨幣価値が著しく変動する場合には、新しい尺度（単位）で測定し直すかどうか、測定し直すとすればどのようにこれを行うかという問題が議論

²² 例えば、加古[1981]9～10頁参照。なお、企業会計において物価変動という場合には、一般物価水準が上昇すること（すなわちインフレーション）を想定して議論される場合が多いが、同様の指摘は一般物価水準が下落する場合（すなわちデフレーション）にも当てはまると考えられることから、ここでは両方を含めて記述している。

されている（物価変動会計²³）。その際の方法としては、大別して、伝統的な取得原価基準をそのまま採用しつつ、測定単位のみを名目貨幣単位から現在購買力単位（その時点における購買力を持つ貨幣単位）²⁴に変更する（一般物価水準の変動のみを考慮する）方法と、資産の評価基準を取得原価基準から現在価値（時価）基準に変更するとともに、測定単位も名目貨幣単位から現在購買力単位に変更する（一般物価水準の変動と資産・負債の個別価格の変動の両方を区別して考慮する）方法があるとされており、は一般物価変動会計または修正原価会計、は結合会計または修正現在価値（時価）会計と呼ばれている（下表参照）。ちなみに、昨今導入されている公正価値会計あるいは時価会計は、このような測定単位の修正ではなく、測定単位としては名目貨幣単位をそのまま採用することを前提としつつ、資産の評価基準を取得原価基準から現在価値（時価）基準に変更する（資産・負債の個別価格の変動のなかに一般物価水準の変動が含まれている場合であっても、両者を区別せずに、いずれも個別価格の変動として考慮する）ものであり、下表では に分類される。

		評価基準	
		取得原価	現在価値（時価）
測定単位	名目貨幣単位	伝統的な取得原価会計	現在価値会計（時価会計）
	現在購買力単位	一般物価変動会計 （修正原価会計）	結合会計（修正現在価値 時価 会計）

出所：加古 [1981] 14 頁の表を一部修正

このように、貨幣の測定単位としての有用性が失われるほどに著しい物価変動下においては、測定単位が名目貨幣単位から現在購買力単位に変更される（貨幣価値の変動が考慮される）可能性はあるものの、そうでない限り、少なくとも

²³ 価格変動会計とも呼ばれる。物価変動会計ないし価格変動会計の背景や考え方、具体的な手法、それをめぐる議論等については、例えば加古 [1981]、Whittington [1983]、新井 [1978]、斎藤 [2006]などを参照されたい。なお、現行の企業会計では、会計行為を貨幣額で測定すること（貨幣的測定）を公準とするため、ここでいう新しい尺度も貨幣（法貨）が想定されていると考えられる。すなわち、例えばハイパーインフレーションなどの非常時において、金、塩、米、煙草等の商品貨幣や外貨のほうが法貨よりも「貨幣」としての機能を果たし得るという場合であっても、企業会計上の測定尺度としてはあくまでも貨幣単位を用いることを前提として議論されており、法貨以外のものを「貨幣」と捉え、その単位をもって会計行為を測定するといった議論はなされていないようである。

²⁴ この点に関し、例えば加古 [1981] 251～252 頁は、測定単位としての現在購買力単位を求めるために必要な、貨幣の一般購買力の変動を示す指数としては、消費者物価指数（CPI）を採用することが妥当としている。

も現行の企業会計では、貨幣価値が変動することは認めつつも、貨幣価値一定の公準に基づいて、貨幣の名目価値（名目貨幣単位）に基づいた会計行為の測定・表示がなされている²⁵。その理由としては、(a)貨幣価値の変動を資産評価に反映させ、評価額を決定するための客観的証拠を求めることが難しいこと²⁶、(b)仮に可能であってもコストに見合う価値をもたない（有用な情報とはみられない）と考えられること²⁷、(c)貨幣価値の変動を修正しない会計報告は、評価単位の同質性の意味で数学的な厳密性を欠き、企業の経済活動の現状を客観的に表示するものとはいい難いとしても、会計の目的は数学的な厳密性の追求そのことにあるのではなく、会計目的に対する合理性の面から許容し得る変動幅であれば貨幣価値は不変と仮定することの制度適合性が認められると考えられること²⁸などが指摘されている²⁹。

²⁵ なお、例えば国際会計基準には、IAS 第 29 号「超インフレ経済下の財務報告」という基準が存在する。これによれば、企業は、機能通貨とする通貨の発行国が超インフレ経済になっているかどうかを下記の指針などを参考に判断し、同国が超インフレ経済であると決定した場合には、同国の通貨を機能通貨とする財務諸表を貸借対照表日現在の測定単位で表示（一般物価指数を用いて修正再表示）することが求められる（IAS 29, pars. 3, 8, 11）。修正再表示により生じた損益は、純利益に計上される（同 par. 9）。

一般市民が、財産を非貨幣性資産または比較的安定した外貨で保有することを選好する。保持した自国通貨は、購買力が維持できるように直ちに投資される

一般市民が、自国通貨ではなく比較的安定した外貨で貨幣額を考える。価格が当該外貨で示される場合もある

信用売買は、たとえ短期間であっても、与信期間中に予想される購買力の損失を補填する価格で行われる

利率、賃金および価格が、物価指数に連動する

3年間の累積インフレ率が、100%に近いが、100%を超える

²⁶ 例えば新井 [2008] 33 頁参照。

²⁷ 例えば斎藤 [2006] 280～281 頁は、かつて米国では物価変動の調整を施した会計報告が補足情報として制度化されたことがあるものの、その開示を求めた基準書は、現在では撤回されて効力を失っていることを指摘し、基本的にコストに見合う価値をもたないという意味で有用な情報とはみられなかったためであろうとしている。そのうえで、歴史的な原価による財務諸表が与えられたとき、その価格変動修正に必要なのは、基本的にはインフレ率と自己資本比率であり、その 2 つがわかれば、面倒な会計処理をしなくても大まかなインフレ調整は可能であるため、投資家への役立ちという局面に限れば価格変動会計の情報価値は高くないと述べている。

²⁸ 例えば畠村 [1989] 39～40 頁参照。ここでは、「貨幣価値の変動の修正をほどこさない現行の会計制度は、支出額つまり投下資本を期間計算的に回収した余剰の意味での処分可能利益の計算を特質としており、しかも、それが第 2 次大戦後のインフレーションにみられるような急激な貨幣価値の変動でない限り、各種利害関係者の関心に適合した会計情報を提供するものとして社会的な同意をうけているという事実をも認めなければならない」と述べられている。

²⁹ このほか、外貨換算において、外貨から表示通貨（国際会計基準の場合には機能通貨）への換算レートとして決算時の為替相場（current rate）が用いられる場合には、為替相場の変動を

3. 資産の特徴と名目価値評価との対応関係

(1) 法的観点からみた貨幣の特徴と名目価値評価との関連性

以上みてきたように、資産の測定において貨幣価値の変動が反映されると考えられる場合が全くないとはいえないとの見方も可能であるものの、少なくとも現行の企業会計においては、あらゆる会計行為を貨幣計数によって統一的に測定・表示するために貨幣価値は一定であることを基礎的な前提条件として考えている。資産としての貨幣について、名目価値ないし券面額で評価するとされているのも、こうした前提条件を踏まえたものといえよう。

他方において、このように貨幣単位があらゆる会計行為を測定・表示する測定尺度として選択されたのは、貨幣についてはその特徴からみて名目価値評価が最も妥当する資産であるからとも考えられる。そこで、以下では、わが国の場合を例に、貨幣のどのような特徴が名目価値評価を根拠づけているのかについて、主として貨幣の法的特徴に即して検証することとする。

第1に、貨幣には、法貨として公私一切の取引に無制限に通用する効力（強制通用力）が付与されており（通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律第7条、日本銀行法第46条）³⁰、この点が貨幣の一般的受容性ないし交換手段³¹としての汎用性を高める要素となっている³²。また、貨幣による「弁済の提供」は

通じた貨幣価値の変動が資産の評価額に反映されるとも考えられそうである。しかしながら、こうした場合についても、表示通貨とされる貨幣を測定尺度とし、その価値は一定であるとみなすことを前提とする限り、当該表示通貨からみた相対的な外貨の価格変動が換算後の資産の評価額に反映されるにすぎない（表示通貨自体の価値を評価替えしているわけではない）と考えられよう。

³⁰ ただし、政府発行の硬貨については1回当たりの使用枚数が多すぎると受取人側の計算や保管が煩雑であるなどの理由から、法貨としての強制通用力の範囲が額面価格の20倍までに限定されている（通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律7条）。

³¹ わが国の民法上、「交換」とは、契約の当事者が、いずれも「金銭の所有権以外の財産権を移転すること」（民法586条）をいい、金銭と財貨を交換することは「売買」（同法555条）と定義されている。この点、本稿で「交換」という場合は、こうした法律上の厳密な概念とは異なり、貨幣も1つの財（資産）として捉え、それを給付することにより他の財・サービスを取得する（あるいは負債を消滅させる）行為に着目して、交換という用語を用いている。なお、「交換」ないし「交換手段」のほかに「支払い」ないし「支払手段」という用語も用いているが、後者はとくに金銭債務の履行という点に着目しているにすぎず、これらの意味するところは同じである。

³² もっとも、交換手段としての汎用性の高さは、法律によって貨幣に強制通用力が付与されることの法的効果として直ちに導き出されるわけではなく、実際に多くの経済主体により受諾されることが前提となる点には留意を要する（岩井[1993]52～69頁、105～137頁、古市[1995]

金銭債務の本旨弁済となり、債権者が受領すれば有効な弁済として当事者間の債権債務が消滅する（民法 402 条、492 条、493 条）こと³³、わが国の判例・通説上、所持人が所有権者（権利者）である（占有による権利の推定が働く）と考えられており、いったん受け取れば、事後的に第三者から所有権やそれ以前の原因関係に基づいて返還請求されるおそれがないこと、匿名性、不特定性、高度な代替性があることなどの特徴も³⁴、その交換手段としての汎用性を高める要素となっている。こうした法的特徴とも相まって、貨幣には極めて高い流動性が維持されていると考えられ、それゆえに需給バランスの変化に基づく価格変動が生じにくいとすれば、貨幣については市場における価格変動の影響を評価額に反映させる必要性が乏しいとの見方が可能であろう。貨幣が無利子であることも、こうした極めて高い流動性を有することの裏返しともいえよう。

第 2 に、貨幣の発行体である国や中央銀行については、通常、一般企業と同じようなかたちで破綻することは想定されておらず、一般に信用リスクがないと考えられている。また、貨幣には時効や使用期限が基本的にはないことから、保有している間に無価値となるリスクもないといえよう。これらの法的特徴を踏まえると、貨幣については、発行体の信用リスクの変動や名目貨幣単位でみた時間価値の増減を評価額に反映させる必要性が乏しいとの見方が可能であろう。

第 3 に、わが国では、民法の立法経緯や判例などからみて、金銭債務の履行に関連して、債務発生後弁済までの間に貨幣価値が変動した（とくに貨幣価値が下落した）場合でも、原則として債務発生時の名目額を弁済すれば免責され

110～111 頁等を参照）。

³³ このように、ある財の交付により当事者間の債権債務関係を消滅させることは、単なる支払行為と区別する趣旨で「決済」と呼ばれることがある（例えば日本銀行金融研究所 [2009] 3 頁）。これによれば、貨幣の交付は、金銭債務の履行において、別段の合意がない限り「決済」となることから、貨幣は「(支払)決済手段」と呼ばれることもある。本稿でも、以下、とくに断りのない限り、金銭債務の履行として、ある財を債権者に交付する行為を広く「支払い」と呼び、それによって当事者間の債権債務関係の消滅がもたらされる場合を「決済」と呼ぶこととする。

³⁴ それぞれの詳細については、例えば古市 [1995] 参照。なお、以上のような特徴から、貨幣には「支払完了性（ファイナリティ）」があるといわれることがある。支払完了性の概念は多義的であるものの、主に、当事者間の債権債務関係が終了すること（当事者間の完結性）、いったん受け取れば、事後的に第三者から所有権やそれ以前の原因関係に基づいて返還請求されるおそれがないこと（対第三者完結性）、追加的な資金決済が必要ではなく、支払自体が完結していること（資金決済完了性）、支払指図ないし支払のための行為が撤回不能になること（支払指図の撤回不能性）のいずれか一部、あるいはすべてを意味するものとして用いられているようである。

る（名目主義）と考えられている³⁵。このように、貨幣については、価値変動が生じることは否定できないとしても、特段の事情のない限り、名目価値で授受されることが確実であるとすれば、名目価値で評価しておけば十分であり、またそれが妥当との見方が可能であろう。換言すれば、このような場合には、当該資産を取得原価、入口価値あるいは出口価値のいずれで測定しても名目価値と等しくなり、よって、いずれの測定方法を適用するかを議論するまでもなく、名目価値で評価されるということになるのではないかと考えられる。

以上をまとめると、現行の企業会計において貨幣が名目価値で評価されるのは、貨幣的測定の公準および貨幣価値一定の公準があるからといえる一方で、貨幣について以下のような特徴が認められるためと捉えることも可能であろう。

交換手段としての極めて高い汎用性ないし流動性が維持されているため、需給バランスの変化に基づく価格変動が生じにくいこと

発行体の破綻リスクや名目貨幣単位でみた時間価値の増減を考慮する必要性がほとんどないこと

名目主義が原則とされていることから、名目価値での授受がほぼ確実であるため、名目価値と異なる価額で評価する必要性が乏しいこと

（２）名目価値評価の対象となる資産の要件（一般的なメルクマールへの展開）

このように、現行の企業会計上、貨幣が名目価値で評価されるのは、貨幣について上記 ～ の特徴が認められるためと捉えることが可能であるとすれば、ある資産がこれら ～ の特徴をすべて満たす場合には、会計行為の測定尺度でなくても、貨幣と同様に名目価値による評価が妥当といえるのではないだろうか。

ここで、これら ～ の特徴を、名目価値評価の対象となり得る資産を識別するためのメルクマールとすべく、より一般的な表現に改めるとすれば、次のようにいうことができよう。

³⁵ 明治 23 年に制定された旧民法では、名目主義の立場を明示的に規定し、さらに名目主義を変更する特約は無効としていた。現行の民法にはこうした明文規定はないものの、名目主義は当然ということであえて明文化しなかったという立法経緯があり、現行法でも原則として名目主義が採られているとの見方が一般的である（詳細は古市 [1995] 参照）。なお、名目主義を採用したと考えられる判例として、例えば最判昭和 36 年 6 月 20 日民集 15 卷 6 号 1602 頁、大阪高判昭和 54 年 2 月 26 日判時 924 号 34 頁等を参照。

- (a) 交換手段としての汎用性ないし流動性が極めて高いこと
- (b) 基本的な仕組みからみて、発行体の破綻や時の経過により価値が増減する可能性が極めて低いこと
- (c) 価値変動が生じたとしても、名目価値で授受されることがほぼ確実であること

ところで、ある資産がこれら(a)～(c)の特徴をすべて満たす場合には、企業(経営者)の意図(保有目的)にかかわらず、一律に名目価値で評価されると考えるかどうかは、別途検討を要しよう。なぜなら、これらの特徴を満たす資産であっても、例えば収集家の間では希少価値があるなど、特定の市場においては名目価値を超えた価値で取引され得るものもあり、企業がそうした価値による取引(さらには市場価格の上昇)を期待して当該資産を保有する場合も考えられるからである。この点、ある資産が上記(a)～(c)の特徴に支えられて名目価値で授受されるのは、決済手段として利用される場合であると考えられることに鑑み、決済手段として利用することを目的として保有されているものかどうかを名目価値評価のメルクマールの1つとして勘案することも考えられよう³⁶。

以上から、企業が上記(a)～(c)の特徴をすべて満たす資産を決済手段として利用するために保有する場合には、例えば「決済目的資産」として、名目価値評価の対象となるとの見方が成り立ち得よう。

4. 具体例へのメルクマールの当てはめ

それでは、どのような資産が決済目的資産として貨幣と同じカテゴリーに分類され、名目価値評価の対象となり得るか。ここでは、具体例として、会計上、一般に貨幣性資産に分類され、貨幣に類似するものとして捉えられている銀行預金、小切手、手形(約束手形)、売掛金・短期貸付金に加え、近年、貨幣に代わる決済手段としての利用拡大が期待されている電子マネーと企業ポイントを取り上げ、これらの資産が前節(2)でみた決済目的資産の要件を満たすかどうかについて、簡単に検討する。なお、ここでは、これらの財を資産として保有する場合の会計処理(より具体的には測定基準)のみを検討の対象とし

³⁶ もっとも、上記(a)～(c)の特徴を有するような資産が名目価値を超えた価値で取引されるというケースは極めて例外的な場合であると考えられるとすれば、一般的なメルクマールとしては、企業の保有目的を勘案する必要がなく、当該資産が上記(a)～(c)の特徴をすべて満たすかどうかにより判断することで十分との見方もできよう。

ており、これらの財を負債として保有する場合の会計処理については取り上げない。また、決済目的資産に分類されない（それゆえに名目価値評価されない）場合には、その測定基準として取得原価と公正価値のいずれを用いるのかが問題となり得るが、この点についてもここでは取り上げない。

（１）銀行預金

銀行預金のうち、普通預金および当座預金については、いつでも自由に払戻請求が可能であるうえ、前者については、それからの振込・振替による支払いが今日では常態化しているといえること、また、後者についても、それを保有することによって、常時、小切手を振り出すことができること（後述参照）を考えると、いずれも交換手段としての汎用性ないし流動性が、貨幣と同程度ではないものの、極めて高いとの見方が可能であろう。当座預金と決済用普通預金が無利子であることや、普通預金の利率が他の有利子預金よりも低いのは、これら預金の流動性の高さの裏返しともいえよう。

また、発行体の破綻リスクに関しては、普通預金や当座預金の発行体（債務者）である銀行の場合、さまざまな規制・監督等により、信用リスクを低く抑える法的な手当てがなされている。仮に銀行が破綻した場合でも、預金保険制度によって、当座預金および決済用普通預金であれば全額、普通預金でも金融機関ごとに預金者一人当たり 1,000 万円までとその利息等が保護される。他方、使用期限に関しても、普通預金や当座預金については存在しないのと等しいとの見方が可能であろう。確かに、預金債権は商事債権に当たり、最後の預入あるいは払出がなされた時から起算して 5 年の消滅時効が適用される（商法 522 条）ものの、普通預金規定等により、預金者の意思に反して預金口座が解約・停止されないような手当てがなされている場合が多い³⁷し、そもそも預金者が口座取引（預入、払戻等）を行っている限り、その停止・解約は生じないからである。これらの点を踏まえると、普通預金や当座預金については、発行体の破綻や時の経過により価値が増減する可能性が、貨幣と同程度ではないものの、極めて低いとの見方が可能であろう。加えて、普通預金や当座預金については、

³⁷ 例えば、預金者による利用がないことを理由として普通預金取引等が解約ないし停止されるまでの期間が、法定よりも長い 10 年とされていたり、当該期間の経過により預金取引が解約・停止される場合でも、その要件として残高が一定の金額未満であることや事前に預金者に通知することなどが規定されている場合が多い。また、停止された場合でも、預金者は、本人確認の書類等を呈示することによって、停止の解除を求めることが可能とされている場合も多い。

最終的には貨幣と等価で交換可能であると考えられており、名目価値で授受されることがほぼ確実と考えられる。

以上から、普通預金および当座預金については、企業がそれらを決済目的で保有する場合³⁸には、貨幣と同じく決済目的資産として捉え、名目価値で評価することが可能かつ妥当との見方ができよう³⁹。これに対して、定期預金については、期限が到来するまでは振込等による支払いに用いることができないため、交換手段としての汎用性ないし流動性が極めて高いとはいえないことなどから、決済目的資産として分類することは認められないとの見方も可能であろう。

この点、例えば現行の日本基準においては、銀行預金のうち決算日の翌日から起算して1年以内に期限が到来する短期の預金については、貨幣（現金）とともに、「現金及び預金」という1つの勘定項目にまとめられている（財務諸表等規則15、17条）。その結果として、明文規定はないものの、貨幣と同様に名目価値（預金額）で評価されている⁴⁰。銀行預金を決済目的資産として、会計上、貨幣と同様に捉えるとの結論は、こうした現行基準の扱いとも整合的といえよう^{41、42}。

³⁸ この点、当座預金および決済用普通預金については、無利子であることから、企業の保有目的は当然ながら決済目的であることが推察される。他方、普通預金についても、金利が低く、流動性が高いことなどに鑑みれば、それを企業が保有する主な目的は決済目的であることが強く推察されよう。

³⁹ ただし、普通預金については1,000万円およびその利息が上限となるとも考えられる。

⁴⁰ このような扱いは国際会計基準でもほぼ同様であり、「現金及び現金同等物」が1つの勘定項目で表示されている（例えばIAS第1号「財務諸表の表示」par.54）。ここで「現金及び現金同等物」とは、IAS第7号「キャッシュ・フロー計算書」の定義に倣い、「現金」とは手許現金および要求払預金を、「現金同等物」とは、短期の流動性の高い投資のうち、容易に一定の金額に換金可能であり、かつ、満期日が近いために（3か月以内）価値の変動について僅少なりリスクを負わないものをいうとされている。もっとも、現在IASBとFASBが共同で進めている「財務諸表の表示」プロジェクトでは、要求払預金以外の預金・小切手などの現金同等物を現金と区別して表示することが検討されている。具体的には、同プロジェクトの一環として2008年10月に公表された討議資料「財務諸表の表示に関する予備的見解」pars.3.14-3.18において、従来、現金同等物とされていた項目は、財政状態計算書（現行の貸借対照表に相当）上、現金の一部ではなく、短期投資として表示および分類し、現金同等物という概念は用いないことが提案されている。その理由として、こうした短期投資は、満期日がいかに近くても、与信環境または発行企業の信用度の急変などにより価格が変動するリスクをある程度負っており、手許現金および要求払預金の特徴のすべてを備えることはできないことが挙げられている。なお、同討議資料に対するコメント期間終了後（2009年12月）に開催されたIASBとFASBの合同会議においても、同案を維持することが暫定的に合意されている（山田〔2010〕145頁参照）。

⁴¹ 他方、決算日の翌日から起算して1年以内に期限が到来しない長期の預金は、固定資産のうちの「投資その他の資産」に分類される（企業会計原則・注解16）。もっとも、当初の預入期間が1年を超える預金でも、1年以内に期限が到来するようになった場合には、流動資産に分類さ

(2) 小切手

小切手は、小切手に表示された支払人⁴³に小切手を呈示することにより、貨幣または銀行預金を受け取ることができるほか、支払人以外の者に譲渡することによって財・サービスとの交換や金銭債務の支払いに充てることも可能である。小切手の譲渡は、小切手の交付あるいは裏書⁴⁴だけで可能とされており、民法上の債権譲渡（民法 467 条）よりも簡便な方法が採られている。また、裏書の連続している小切手の最終所持人や持参人払式小切手の所持人には、権利者としての推定が働くこと（小切手法 19 条、21 条）、支払人が小切手の支払いをしない場合には、振出人のほか、裏書人に対して支払いを請求すること（遡求権の行使）が認められている（裏書の担保的効力：小切手法 18 条 1 項、39 条）ため、事実上前主全員による保証が付されているのと同じ状態になっているこ

れる。こうした流動資産、固定資産の分類を維持する場合、期限の到来が 1 年以内となった定期預金と決済目的資産とを流動資産のなかにおいて区別して表示するかどうかは議論の余地があろう。この点、上述の要件を厳密に適用すれば、振込・振替により、いつでも支払いに充てることのできない以上、決済目的資産とは区別して表示し、期限到来により例えば普通預金となった時点で、決済目的資産に分類するということになる。

⁴² なお、銀行預金の会計上の評価に関しては、前述の JWG の基準案（脚注 4 参照）において、要求払預金負債（demand deposit liabilities）の公正価値評価が独立の論点として取り上げられたことがある。また、2010 年 5 月に FASB から公表された金融商品会計に関する公開草案（脚注 4 参照）においても、コア預金（経営者が安定的な資金調達源と考える契約上の満期のない預金）負債という概念を新たに設け、それについては想定満期に基づいて計算した現在価値で評価することが提案されている。これらは、いずれも企業が預金を負債として保有する場合の議論であり、それらを資産として保有する場合の評価方法については、独立の論点とされていない。もっとも、上記 JWG の基準案は、すべての金融資産と金融負債を公正価値で評価することを提案するものであったことから、資産としての銀行預金についても公正価値で評価することが想定されていたと考えられる。また、上記 FASB 公開草案においても、金融資産と金融負債は原則として公正価値で評価され、一定の場合には償却原価による評価も認められるものの、当該例外事項に資産としての銀行預金は含まれないと考えられることから、それについても公正価値による評価が想定されているといえよう。

⁴³ 支払人は、小切手の所持人に額面金額を支払うように委託された者であり、小切手の振出人から小切手を支払う資金を受け入れた銀行でなければならない（小切手法 3 条）。当該支払資金の受入れは、当座預金の受入れという方法で包括的に行われる。なお、「現実の取引では、小切手は振出人の当座預金を資金として振り出され、取り立てられると所持人の当座預金に入金されるのであるから、預金債権を決済手段とする支払いの仕組みとして運用されていることになる」（小塚・森田 [2009] 58 頁）との指摘がある。

⁴⁴ 裏書は、小切手またはこれと結合された紙片に記載し、裏書人（小切手の譲渡人）が署名することによって行われる（小切手法 16 条）。これによって、小切手により生じる一切の権利が被裏書人（小切手の譲受人）に移転される（小切手法 17 条 1 項）。ただし、記名式でも、「指図禁止」、「裏書禁止」という文言を記載した場合は、裏書による譲渡を排除した方式であるから、民法の指名債権譲渡の方式によってのみ譲渡が可能となる（小切手法 14 条 2 項）。

と⁴⁵、善意取得（小切手法 21 条）⁴⁶や人的抗弁の切断（小切手法 22 条）⁴⁷が認められていること⁴⁸などによって、制度上は、転々流通しやすいように設計されている。このことから、小切手は交換手段としての汎用性ないし流動性が高いとの見方も可能である。その反面、小切手の場合、支払呈示期間は 10 日間しかないこと（小切手法 29 条）、支払資金の不足や支払呈示期間経過後に支払委託が取り消される（小切手法 32 条 1 項）リスクがあるため、譲渡しようにも譲受人が見ず知らずの振出人に由来するそのようなリスクを引き受けたがらないこと、裏書譲渡の場合には、保証人になるのと同じことを意味することなどから、現実には、所持人から仕向銀行への取立委任の場合以外に、小切手が譲渡されることはほとんどないようである⁴⁹。そうだとすれば、小切手について、交換手段としての極めて高い汎用性ないし流動性が認められるとはいえないとの見方もできよう。

次に、発行体の破綻リスク等についてみると、小切手については、支払人の支払拒否や破綻等により支払人から支払いを受けられない場合でも、振出人または裏書人に遡求できるため、所持人が全額の支払いを受けられなくなる可能性は、通常の債権よりは低い。また、小切手について、同一人が 6 ヶ月間に 2 回の不払い（不渡り）があると、銀行取引停止処分（東京手形交換所規則 65 条 1 項）が発動し、2 年間、手形交換所加盟金融機関との当座勘定・貸出取引ができなくなる（同規則 62 条 2 項）ことから、振出人（債務者企業）は不渡りを避

⁴⁵ 裏書人の負う遡求義務の内容は、小切手金額に支払呈示日以降の年 6%の割合による遅延利息および関連費用（支払人による支払拒絶証書の作成費用等）を加算した金額の支払いである（小切手法 44 条）。遡求義務者は、遡求に応ずると小切手上的権利者となり、小切手等を取得することにより（小切手法 46 条）、振出人あるいは他の遡求義務者に対して遡求することが可能となる（再遡求：小切手法 45 条）。

⁴⁶ 善意取得が認められるためには、当該所持人が善意無重過失であることのほか、持参人払式小切手であること、あるいは裏書譲渡により取得した場合には、裏書が連続していることが必要である（小切手法 21 条）。

⁴⁷ 特定の手形所持人に対して主張できた抗弁が主張できなくなる。なお、人的抗弁の切断が認められるためには、当該所持人が人的抗弁につき善意であることが必要である（小切手法 22 条）。

⁴⁸ もっとも、小切手や後述の手形はあくまでも支払手段にすぎないから、所持人は、善意取得が認められた場合でも、最終的には原因関係上の権利者から不当利得返還請求を受けることになる。また、人的抗弁の切断が認められた場合でも、振出人は、当事者間における原因関係上の抗弁を主張立証することにより、支払いを拒み得る。ただし、立証責任が振出人に転換されている点が、一般債権の譲渡の場合とは異なる。

⁴⁹ 小塚・森田 [2009] 64、108 頁参照。

けるために最大限の努力をするインセンティブを持つといわれている⁵⁰。加えて、小切手の取り立てには、小切手訴訟（民事訴訟法 350 条以下）と呼ばれる特別の訴訟手続が設けられており、低コストでの訴訟遂行が可能である⁵¹。これらの点をみると、小切手上の権利（小切手の価値）が減額あるいは無価値となる可能性は低いとの見方も可能である。

その反面、振出人およびすべての裏書人が支払不能となる可能性が全くないとはいえず、その程度が極めて低いかどうかは一概にはいえないであろう。また、そのような場合の預金保険制度のような法的手当てもない。さらに、前述のとおり、小切手の呈示期間は、振出日から 10 日間とされている。呈示期間が経過した場合でも所持人は直ちに支払いが受けられなくなるわけではないものの、振出人による支払委託の撤回が可能となるため、これによって当該小切手が無価値となる可能性はある。このようなリスクを考慮すれば、小切手については、発行体（振出人）の信用リスクの変化等により価値変動が生じる可能性は否定できず、その際に名目価値（額面金額）で授受されることがほぼ確実であるとは限らないといえよう。

以上から、小切手については、たとえ企業がそれを決済手段として利用するために保有する場合であっても、決済目的資産として捉え、貨幣と同じように名目価値で評価することは適当ではないとの見方も可能であろう。この点、例えば現行の日本基準では、手元にある当座小切手や送金小切手については貨幣と同一の性質を有するものとして、「現金」に含まれるとされている（財務諸表等規則ガイドライン 15-1）⁵²。

（3）約束手形

約束手形の所持人は、一覧払いの場合を除き、満期⁵³が到来するまで振出人に

⁵⁰ 小塚・森田 [2009] 97 頁参照。

⁵¹ 小塚・森田 [2009] 151 頁参照。

⁵² ただし先日付小切手は、期日が到来するまで換金できない点で手形と同じであるとして、後述の受取手形として処理されている。なお、前述のとおり、現在 IASB と FASB が共同で進めている「財務諸表の表示」プロジェクトにおいては、小切手を現金と区別して表示することが検討されている（脚注 40 参照）。

⁵³ 満期については、一覧払い・確定日払・日付後定期払・一覧後定期払の 4 通りの記載が認められている。記載のない場合は、満期の補充を予定した満期白地の確定日払手形として扱われるのが通常とされている（小塚・森田 [2009] 106～107 頁）。

手形を呈示して支払いを請求すること（支払呈示）はできない。もっとも、現実には、満期前に手形を金融機関に譲渡することがしばしば行われる。これは、譲受人たる金融機関にとっては、満期までの信用供与による利息収入が得られること、裏書だけで譲渡が可能であるため（手形法 77 条 1 項 1 号、11 条 1 項）、民法上の債権譲渡（民法 467 条）よりも簡便な手続で債権の譲受けができること、善意取得（手形法 77 条 1 項 1 号、16 条 2 項）や人的抗弁の切断（手形法 77 条 1 項 1 号、17 条）による保護が図られていること、遡求を通じた裏書人の担保責任が付されている（手形法 77 条 1 項 1 号、15 条 1 項）ことなど、メリットがある一方で、売主にも、期日前に売掛債権を現金化して運転資金に当てられるというメリットがあるからとされている⁵⁴。さらに、約束手形の場合、手形を発行体（振出人）にいちいち戻す必要がなく、当事者間で何度も利用可能であるし、裏書の連続している約束手形の最終所持人は権利者としての推定が働く⁵⁵（手形法 77 条 1 項 1 号、16 条 1 項）。このように、約束手形は、制度上、転々流通しやすいように設計されており、交換手段としての高度な汎用性ないし流動性を有することが期待される。その反面、小切手と同様に、裏書に担保的効力があることは、手形を他者に裏書譲渡すれば保証人になることを意味するため、現実には約束手形が転々流通することは少なく、通常は、買主から売主に対して振り出され、売主が銀行に取立委任に回すか、大企業などが材料・部品等の仕入元である中小企業に対して振り出した約束手形を、その中小企業が自らの取引銀行に買い取ってもらうことが多いようである⁵⁶。そうであるとすれば、約束手形についても、実際には、交換手段としての極めて高い汎用性ないし流動性が認められるとはいえないとの見方もできよう。

次に、約束手形についても、小切手と同様に、裏書の担保的効力があるほか、不渡りに対する銀行取引停止処分や手形訴訟等が設けられているものの、振出人およびすべての裏書人が破綻する可能性は否定できず、その程度が極めて低いかどうかは一概にはいえないと考えられる。また、その際の預金保険制度のような法的手当てもない。さらに、約束手形は、一般に確定日払の方式で振り出されるが、この場合の支払呈示期間は確定日またはこれに続く 2 取引日の合

⁵⁴ 小塚・森田 [2009] 108 頁参照。

⁵⁵ さらに、約束手形については、法律の設計上、中央決済機関が存在せず、小切手とも異なり、手形は銀行に当座預金口座を開設していなくても（手形法上は）利用可能である。もっとも、現実の約束手形は、金融機関と当座勘定契約を締結し、統一手形用紙を利用しないと振り出せないし、取立ても取立委任による手形交換を経由する必要があるし、支払場所となる銀行が決済機関として機能している（小塚・森田 [2009] 101 頁）。

⁵⁶ 小塚・森田 [2009] 98 頁参照。

計3日間とされている(手形法77条1項3号、38条1項)。加えて、約束手形の振出人の手形債務や裏書人の遡求義務は、消滅時効に服する(手形法77条1項8号、70条)。これらの点を踏まえると、約束手形については、発行体(振出人)の破綻等により、減額あるいは無価値となる可能性が極めて低いとはいえないとの見方も可能であろう。そうだとすれば、発行体の信用リスクの変動等により手形の価値が変動する可能性は否定できず、その場合でも名目価値で授受されることがほぼ確実とは限らないといえることができる。

以上から、約束手形については、たとえ企業がそれを決済手段として利用するために保有する場合であっても、決済目的資産と捉えて、貨幣と同じように名目価値で評価することは適当ではないとの見方が可能であろう。この点、例えば現行の日本基準では、得意先との間の通常取引に基づいて発生した手形債権(ただし、破産更生債権等で1年内に回収されないことが明らかなものを除く)は、「受取手形」として、「現金」とは区別して表示される(財務諸表等規則15条、17条、同ガイドライン15-2)。そのうえで、売掛金や貸付金と同じ「金銭債権」の1つとして、取得原価ないし償却原価から貸倒見積高に基づいて算定された貸倒引当金を控除した額をもって評価されている(金融商品会計基準14項)⁵⁷。受取手形ないし債権の測定として、こうした方法ではなく時価評価のほうが適当かどうかは議論があるものの、少なくとも名目価値評価の対象とされていない点は、本稿の結論と整合的に解することができる。

(4) 売掛金・短期貸付金

企業が売掛金や短期貸付金を資産として保有している場合、企業としては、一般に、それらを他の財・サービスとの交換手段として用いるのではなく、弁済期に当該債務者から金銭債務の履行(貨幣等による支払い)を受けることを目的としていると考えられる。もっとも、債権は原則として譲渡できることから(民法466条)、第三者との財・サービスとの交換や第三者に対する金銭債務の履行手段としてこれら債権を用いることができないうけではなく、その場合には、民法上の債権譲渡の規定が適用される。債権譲渡の効力は、当事者の合

⁵⁷ その理由としては、受取手形、売掛金、貸付金その他の債権(金銭債権)については活発な市場がない場合が多いほか、受取手形や売掛金については、通常、短期的に決済されることが予定されており、帳簿価額が時価に近似しているものと考えられるため、原則として時価評価は行わないものの、こうした債権の取得においては、債権金額と取得価額とが異なる場合があり、この差異が金利の調整であると認められる場合には、金利相当額を適切に各期の財務諸表に反映させることが適当であるためとされている(金融商品会計基準68項)。

意のみによって生じるものの、それを債務者に対抗するためには、譲渡人から債務者への通知または債務者の承諾が必要となる（民法 467 条 1 項）。また、債権譲渡の効力を債務者以外の第三者に対抗するためには、当該通知または承諾は、確定日付のある証書によってなされることが要求される（同条 2 項）。

もっとも、法人が債権を譲渡する場合には、「動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律」（以下、「動産債権譲渡特例法」という）に基づく方法によって、より簡易な対抗要件の具備が認められている⁵⁸。そのため、債権の譲受人が債権譲渡の効力を債務者その他の第三者に対抗できない（よって金銭の給付を受けられない）可能性は低くなったとの見方も可能であろう。しかしながら、交換手段としての汎用性ないし流動性という点では、それが極めて高いとはいい難いとの見方が妥当であろう。また、売掛金や短期貸付金の債務者が破綻した場合、債権の所持人は権利を行使すること（さらに、債権譲渡によって他の財・サービスと交換したり、金銭債務の履行に用いること）はできなくなるし、そうした可能性を抑えるための法的手当てがなされているわけではない。加えて、法人による売掛金や貸付金は、商事債権として 5 年の消滅時効が適用される（商法 522 条）。

以上から、売掛金や短期貸付金については、その期限が 1 年以内など短期のものであり、かつ企業がそれを決済手段として利用するために保有する場合であっても、決済目的資産と捉えることは認められず、よって、名目価値による評価も妥当でないとの結論になり得よう。この点、例えば現行の日本基準では、前述のとおり、売掛金や貸付金は、「債権」として、取得原価ないし償却原価から貸倒見積高に基づいて算定された貸倒引当金を控除した額をもって評価されている（金融商品会計基準 14 項）。これらについても時価評価が適切かどうかは議論があるものの、少なくとも名目価値評価の対象とされていない点は、約束手形と同様、本稿の結論と整合的に解することが可能であろう。

（5）電子マネー

電子マネーについては、これまでのところ確たる定義がなく、クレジットカードをはじめ、およそオンラインでの支払いが可能な方法を指す場合（広義）か

⁵⁸ 具体的には、債務者以外の第三者に対しては、債権譲渡登記ファイルに登録することによって対抗要件が具備される（動産債権譲渡特例法 4 条 1 項）。他方、対債務者では、譲渡人もしくは譲受人から債務者に同法 11 条 2 項の定める登記事項証明書を交付して登記されたことを通知し、または債務者が承諾することによって、対抗要件が具備される（同法 4 条 2 項）。

ら、貨幣と同様に電子データを財・サービスの対価として移転させることにより支払いを完了させる方法を指す場合（狭義）まで、幅広く用いられている⁵⁹。ただ一般には、利用する前にあらかじめ入金（チャージ）を行うプリペイド式の電子的小口支払手段を指すようである。また、ポストペイ（事後払い）式の電子マネーについては、従来のクレジットカードと同様に捉えることが可能と考えられることから⁶⁰、以下では、とくに断りのない限り、電子マネーとはプリペイド式のもの（すなわち資金の裏付け 対価性 のあるもの）を指す（ただし、小口決済に用いられるものに限られない）こととする。また、電子マネーと呼ばれているかどうか、IC 型かサーバ型か⁶¹、自家発行型か第三者発行型⁶²かなどを問わず、内山 [1998] に倣い、次のような特徴をもつものを想定してい

⁵⁹ 金融情報システムセンター [2008] 41 頁。なお、電子マネーの定義については、例えば次のようなものがある（決済に関する研究会 [2007] 25 頁、企業ポイント研究会 [2007] 18 頁等参照）。

・「電子マネーの電子化の仕組みにおいて貨幣価値を有するとされるデジタル・データ」（大蔵省「電子マネー及び電子決済に関する懇親会報告書」1997年5月23日）

・「利用者から受け入れられる資金に応じて発行される電磁的記録を利用者間で授受し、あるいは更新することによって決済が行われる仕組み、または、その電磁的記録自体」（大蔵省「電子マネー及び電子決済の環境整備に向けた懇談会報告書」1998年6月17日）

・「発行者に対する債権によって表章された金銭的価値であり、電子的な媒体に蓄積され、発行される金銭的価値の額を下回らない額の資金を受領することにより発行され、発行者以外の者によって支払手段として受け入れられるもの」（EC 電子マネー指令 1 条 3 項(b)）

⁶⁰ ポストペイ方式であるクレジットカードの中には、非接触型 IC チップを採用し、署名等を要しない迅速な決済を実現するタイプのものがあり、その利用形態がプリペイド方式の電子的小口決済手段に類似することから、ポストペイ式電子マネーと呼ばれることがある（日本銀行決済機構局 [2008] 2 頁）。これについては、その保有者における会計処理についても、クレジット（信用取引）で財・サービスを購入した場合と同様の処理で対応可能と考えられよう。

⁶¹ IC 型とは、カードや携帯電話などの媒体に埋め込まれた IC チップ上に金銭的価値を記録し、分散管理するものをいう。他方、サーバ型とは、そうした媒体を持たず、典型的には電子マネー運営事業者のコンピュータ・サーバ上において金銭的価値を記録し、中央管理するものをいう（日本銀行決済機構局 [2008] 1 頁）。なお、サーバ型の場合、電子データが利用者から加盟店に直接移動されるわけではないから、IC カード型と同じような意味での電子マネーではなく、発行されるパスワードやカード上の情報を本人確認の手段として加盟店に対する振込の指図が実行される仕組みであるため、預金債権とみたほうが適切であるとの見解がある（小塚・森田 [2009] 26 頁）。確かに、現存するサーバ型電子マネーは預金債権を用いたものに限定されているが、将来的にはそうでないスキームも登場する可能性があることから、ここでは、IC 型かサーバ型かにより区別せずに、後述の ~ の要件を満たすものを電子マネーと捉える。

⁶² 自家発行型とは、電子マネーの発行企業と当該電子マネーを利用可能な企業が同じとみなされる場合をいう。他方、第三者発行型とは、発行企業と利用可能な企業が異なる場合をいう。いずれのタイプかによって、現行法上、許認可の枠組みなどに差異が設けられており、そうした違いが電子マネーの保有者における会計処理を考えるうえで影響する可能性はあるものの、本稿では、差し当たり、いずれのタイプかを区別せずに論じることとする。

る。

電子情報自体に貨幣類似の「価値」を認めることを指向する⁶³

その電子情報が電子マネー利用者の保有する IC カードやパソコン等に記録される

その電子情報を当事者間で移転させることにより決済を完了させることを指向する

電子マネーは、その利用者が一定の金額を支払って（対価と交換で）発行企業から取得し、当該スキームの加盟店において、財・サービスとの交換に利用できる。ただ、当該スキームの加盟店においてのみ利用可能であることから、その汎用性には限界があり、その程度は主に加盟店数に依存するところが大きいと考えられる。また、例えば基本的なスキームとして、電子マネーの第三者への譲渡が可能とされていたり、電子マネーの利用に当たって本人確認が要求されないなど、その所持人（占有者）が権利者と推定される場合には、取引の相手方が電子マネーを財・サービスの対価として受け入れる可能性が高いことから、電子マネーの汎用性の程度は、第三者への譲渡可能性（あるいは所持人＝権利者との推定可能性）にも依存すると考えられる⁶⁴。

⁶³ この点、例えば「電子マネー及び電子決済に関する懇親会」でも、電子機器や通信機器を用いた電子的な方法による決済の仕組みについて、利用者が保持する電子データ自体に金銭的価値を認める「決済手段の電子化」と利用者が決済のために金銭的価値の移転を第三者に指図する場合に電子的な方法で行う「決済方法の電子化」とに区別し、前者がプリペイドカードや電子マネーであり、後者はインターネットを通じた銀行振替やクレジットカード決済等であるとしている（大森 [2009] 50～51 頁参照）。

⁶⁴ ちなみに、決済に関する研究会 [2007] 25 頁では、「流通性・汎用性の判断については、サービスの対象とする財・サービスが広範なものであるか、利用方法が容易なものであるかなどが考えられる。この場合、利用者数、発行残高など外形的な基準によることも考えられる」と指摘されている。

なお、電子マネー（による支払い）の法的性質については、法律上の定めはなく、基本的には各スキームにおける契約関係に基づいて判断されると考えられている。学説上は、金券説、価値説、代物弁済説、債権（譲渡）説、支払委託（振込指図）説、（免責的）債務引受説など、学説が分かれている（例えば杉浦 [2008] 参照）。いずれの説を採用かによって金銭債務の消滅時期（弁済の効力発生時期）等が異なってくると考えられるものの、いまだ通説と呼び得るものはないようである。他方、電子マネーによる支払いの原因となった取引と支払それ自体との関係については、両者を区別し、原因関係が電子マネーによる支払いの効力に影響を与えない（例えば、原因関係が錯誤によって無効となったり、債務不履行を理由に解除されたりしても、いったん引き落とされた電子マネーが回復されることはない）と定めているカード利用約款が多いようである。このような原因関係との無因性は、電子マネーの交換手段としての汎用性を高める一要素となり得るであろう。

電子マネーは、上述のように、その原資を利用者が支払うため（すなわち前払式であるため）いわゆるプリペイドカードと同様に「資金決済に関する法律」（以下、「資金決済法」という）が適用される。同法は、従来の「前払式証票の規制等に関する法律」（以下、「前払式証票規制法」という）に代わるものとして2009年6月に成立したものであり、前払式証票規制法と同様、電子マネーの発行体に対して未使用発行残高の2分の1以上の金額を供託または金融機関等の保証に付すことを義務付けている。これによって、電子マネー発行体の破綻時における資産保全が（部分的であるにせよ）図られている⁶⁵。加えて、前払式（対価を支払って取得するもの）であることを考慮し、利用約款上、電子マネーの保有者は、一定の場合に発行体に対して残高の払戻しを要求することが認められていることが多い。また、資金決済法の制定により、前払式証票規制法では禁止されていた発行体による電子マネー残高の払戻しが一定の範囲で容認されるとともに、発行体の事業廃止時における払戻しが義務化されている⁶⁶。他方、電子マネーが使用期限の到来により失効する可能性が高いかどうかは、スキームに依存する。

価値変動の程度については、電子マネーの場合、発行体が破綻した場合の未使用発行残高の保証が一部に限られる可能性があることから、発行体の信用リスクの高まり等による価値変動が生じる可能性は否定できない。もっとも、その価値は、発行体の財務状況等にかかわらず、少なくとも現存のスキームにおいては基本的に貨幣の名目価値とリンクしていると考えられている。このような電子マネーについては、発行体の信用リスクの変動等によって実質的な価値が変動しているとしても、名目価値で授受されることがほぼ確実との見方が可能と考えられる。

以上から、企業が電子マネーを決済手段として利用するために保有している場合であっても、これを決済目的資産として捉え、名目価値により評価することが可能かどうかは、加盟店数や第三者への譲渡可能性、利用者数、発行残高などにより、交換手段としての汎用性が極めて高いと判断されるかどうかにか

⁶⁵ 前払式証票規制法のときも、IC型の電子マネーはその適用対象に含まれていたが、サーバ型の電子マネーについては対象外とされていた。これに対して、資金決済法では、サーバ型の電子マネーについても適用対象となるほか、電子マネーの単位が「円」でなくても、例えばデジタル・コンテンツのように消費者がポイント制の購入券を購入する場合も含まれるなど、対象となる前払式支払手段の範囲が拡張されている（上田〔2009〕22頁）。

⁶⁶ 以上を含め、資金決済法における電子マネーの取扱いの概要については、例えば上田〔2009〕21～22頁参照。

存するとの見方が可能であろう⁶⁷。

(6) ポイント

ポイントについても、電子マネーと同様に確たる定義はないものの、一般に、小売、クレジット、航空、通信等の事業者が、販売促進や顧客囲込みなどのために発行するもので、それによって、景品への交換、商品の割引購入、前払式証票や貨幣・預金の取得などを行えるものを指すようである。こうしたポイントには、財・サービスの販売金額の一定割合に応じて発行されるものや、来場・利用ごとに一定額が発行されるものなど、多種多様なスキームがある。そこで以下では、「企業ポイントの法的性質と消費者保護のあり方に関する研究会」[2009]に倣い、ポイントとは、以下の特徴を持つものを想定することとする。

発行企業は、ポイント・プログラムに加入した者に対し、商品・サービスの購入や、店舗への来店、ウェブページへのアクセス、アンケートへの回答等を契機として、付与条件や有効期限、利用条件などの条件付きで、ポイントを付与する

ポイントの保有者は、ポイント・プログラムの条件のなかで貯めたポイントを利用することで、ポイント発行企業や提携企業等から特典や財・サービスの提供を受けることができる

金銭によるポイントの購入はできない(すなわち、利用者がその価値に応じた対価を支払って取得するものは、ポイントではなく、電子マネーに該当するものとして捉える)

ポイントは、当該プログラムの加盟店において財・サービスとの交換などに利用できる。ただ、電子マネーと同様に、その利用可能な範囲は当該ポイント・プログラムの発行企業や提携企業(加盟店)に限られているなど、その汎用性の程度は、加盟店数や第三者への譲渡可能性(あるいは所持人=権利者との推定可能性)といったプログラムの内容に依存するところが大きいと考えられる⁶⁸。

⁶⁷ これに対して、将来的には貨幣の名目価値とリンクせずに独自の価値体系を有する電子マネーが出現する可能性もあり、そうした電子マネーを決済目的資産として捉えるのが妥当かどうかを判断するうえでは、発行体の破綻や時の経過によって減額あるいは無価値となるリスクなどの要素も考慮する必要がある。

⁶⁸ なお、ポイントの法的性質についても、法律上の定めはなく、また学説上の議論もあまりみられない。もっとも、ポイントによる支払いと原因関係との関係については、無因と定めている

ポイントは、通常、いわゆる「おまけ」として発行されるものであり、対価がないため⁶⁹、電子マネーのような前払式証票に該当しないと考えられている。したがって、これまでも前払式証票規制法の適用対象外とされていたうえ、資金決済法の対象からも除かれている⁷⁰。そのため、ポイントの発行体が破綻した場合に、その価値が法的に保護される仕組みは、少なくとも現状は設けられていない。また、対価がないこともあり、約款上、一般に保有者は発行体に対して残高の払戻しを要求することが認められていないほか、資金決済法の適用がないため、発行体の事業廃止時における払戻しも義務とされていない。さらに、使用期限が定められていることが多く、その到来により失効する可能性もある。

加えて、電子マネーの価値については、基本的に貨幣の名目価値とリンクしていると捉えられるのに対して、ポイントの価値は、発行する企業により発行レート等が自由に決められており、発行体が一方的に発行レート（ポイントの価値）を変更する可能性があるほか、発行体の財務内容等の推移により価値が変動する可能性⁷¹もある。

以上から、ポイントについては、企業がそれを決済手段として利用するために保有し、かつ、仮に交換手段としての高度な汎用性を備えるに至った場合であっても、現行の法制度や基本的なスキームを前提とする限り、発行体の破綻や使用期限の到来などにより減額あるいは無価値となる可能性が極めて低いとはいえないほか、発行体の裁量等により価値変動が生じる可能性があり、その場合に名目価値で授受されるとは限らないことから、決済目的資産として捉え、名目価値で評価することは適当ではないとの見方が可能であろう。

利用約款が大半のようであり、こうした点がポイントの汎用性を高める一要素となり得ることは、脚注 64 でみたように、電子マネーと同様であろう。

⁶⁹ ポイントの原資は、企業（発行体や加盟店等）の販売促進・広告宣伝費等とされている。

⁷⁰ ただし、ポイントを商品券に交換した場合、当該商品券は対価を得て発行されたことになるので、前払式証票規制法（資金決済法）上の前払式証票に該当し、当該ポイント・サービスについては同様の規制が適用される可能性はあるとの見方もある（杉浦 [2003] 41 頁）。また、同氏は、「前払式」の概念を、「対価を得て発行されるもの」ではなく、「有償契約に基づき発行されるもの」に拡大すれば、電子マネーとポイントはほぼ同一の概念に包摂し得ると指摘している（同 11 頁、杉浦 [2008] 296 頁）。なお、現行法上、ポイントは「景品」（共通ポイントの場合）あるいは「割引」（自社ポイントの場合）として扱われており、前者については「不当景品類及び不当表示防止法」が、後者については「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」が適用される。

⁷¹ 杉浦 [2008] 296 頁参照。

5．おわりに

以上、本稿では、現行の企業会計において貨幣が名目価値で評価されることの論拠を主に貨幣の法的特徴との関係から整理・検討した。また、かかる検討から、名目価値評価の対象となる資産を識別するためのメルクマールの抽出を試みるとともに、当該メルクマールを代表的な貨幣類似資産に適用することによって、それらの資産を名目価値評価することの可否・当否について検討した。その結果、貨幣が名目価値で評価されるのは、貨幣的測定の公準および貨幣価値一定の公準があるからとされる一方で、貨幣については、その法的特徴から、そもそも名目価値による評価が妥当と捉え得ることを示した。より具体的には、貨幣については、その法的特徴からみて、交換手段としての極めて高い汎用性ないし流動性が維持されており、需給バランスの変化に基づく価格変動が生じにくい、発行体の破綻リスクや名目貨幣単位でみた時間価値の増減を考慮する必要性がほとんどない、名目価値での授受がほぼ確実であるため、名目価値と異なる価額で評価する必要性が乏しいとの見方が可能であり、このことが名目価値評価の妥当性を裏付けていることを指摘した。さらに、このように解することが可能であるとすれば、企業が～の特徴ないし要件をすべて満たす資産を、決済手段として利用することを目的に保有する場合には、当該資産が会計行為の測定単位でない場合であっても、「決済目的資産」として貨幣と同様に名目価値評価の対象となり得ることを述べた。そのうえで、こうしたメルクマールに照らせば、例えば普通預金・当座預金などの要求払預金は名目価値評価が可能かつ妥当といえる一方で、定期預金、小切手、約束手形、売掛金・短期貸付金、ポイントについては名目価値評価が妥当でないこと、電子マネーについて名目価値評価が妥当かどうかはその汎用性の程度に依存するとの見方が可能であることなどを述べた。

今後も、さまざまな金融資産ないし貨幣類似資産が登場するであろうことを踏まえると、それらの会計処理（測定基準）を考えるうえで、なぜ貨幣については名目価値で評価されるのか、貨幣類似資産についても名目価値で評価するのが妥当と考えられるものはないか、あるとすればそれを識別するための視点ないしメルクマールは何かなどについて明らかにしておくことは、有益であろう。

そのうえで、こうした名目価値評価の対象となり得る貨幣以外の資産が、さらに現行の貨幣のように会計行為の測定単位となり得るかかどうかという問題も、

今後の検討課題としては興味深いと思われる。前述のとおり、本稿での検討を踏まえると、現行の企業会計において貨幣が会計行為の測定尺度とされているのは、名目価値評価の論拠となり得る特徴を最も多く有するものが伝統的には貨幣であったためとも考えられ、将来的にみれば、貨幣と同じような特徴を有する資産が登場する可能性は、完全には否定できないからである。実際、5節でみたように、一定の銀行預金や電子マネーには、その可能性がみられる。この点、少なくとも現行の預金や電子マネーなどは、価値体系が既存の貨幣価値の体系（通貨制度）にリンクしているため、それらが名目価値評価を超えて測定単位となることは考えにくい。ただ、将来、既存の貨幣価値の体系（通貨制度）に依存せず、独自の価値体系を備えるに至ったものが出現した場合⁷²でも、貨幣以外の資産は会計行為の測定単位にはなり得ないといえるかどうか。仮に、名目価値評価の対象となり得る資産で、独自の価値体系を備えるに至ったものについては、会計行為の測定単位となり得ると考えられるとすれば、その場合には貨幣と新たな測定単位が併存することになるのか、あるいは、新たな測定単位によって貨幣は代替されるのか。前者であれば、1つの企業に適用される会計行為の測定単位が複数存在することになるが、これは、1つの企業が複数の通貨ベースで経済活動を行う状況と同じともいえる。そうだとすれば、外貨換算会計のように、各企業が独自に1つの測定単位（貨幣単位に限られない）を選択し（IFRSでいうところの機能通貨の選択に相当するとはいえる）それと異なる単位によって測定された会計行為については当該単位に換算したうえで、1つの表示単位に基づく財務諸表を作成することになるのだろうか。あるいは、1つの財務諸表のなかで複数の測定単位（価値測度）を使用する方法を導入することも考えられるのだろうか⁷³。こうした測定単位の選択や異なる測定単位間での

⁷² この点については、例えば岩村 [2008] 228 頁以下を参照。なお、岩村 [2008] 231 頁以下によれば、このように独自の価値体系を備えるに至った電子マネー等が存在している現象は、1つの通貨圏の中に他の通貨が入り込むという現象（通貨圏の複合）に類似していること、紙や金属の貨幣の世界ではこのような複数の価値体系の重なり合いは比較的限られたものとなるものの、電子マネーの世界ではずっと簡単になる（例えば、財布のスペースは問題とならないため、ドルやユーロなどの外貨のみならず、地域通貨やマイレージなどのポイントも全部まとめて何十でも何百でも電子媒体に入れておき、状況に応じて使い分けることができる）ことが指摘されている。

⁷³ この点、例えば井尻 [1968] 157 頁は、「複式簿記の本質からいうと、財産の変動を記録するのに単一の価値測度をを用うべしという要請はなにもない。実際、多次元的物量による記録は情報を融通性に富んだやり方で提供することを目的とする意思決定会計において非常に役だつのである。というのは、これらの数量はいろいろな価格を用いて統合することができ、情報の特定の用途にいちばん適合する価格を適用して情報をつくることができるからである」とし、実際に多次元簿記を行うためには多くの問題を解決しなければならないが、「過去幾世紀にもわたって会計の慣習となっていた単一価値測度の使用が、はたして必要かであろうか、妥当であろうかという問題を再考するためにも、多次元的物量による会計（あるいはたんに物量会計 < physical

換算をめぐる問題は、現在でも外貨換算会計において生じており、財務諸表間の比較可能性を確保するうえでも重要な問題であろう。これらの点は、今後の課題としたい。

accounting >) というものは今後大いに検討され発展されるべきである」と述べている。もっとも、こうした複数の測定尺度（測度）の採用が簿記の段階にとどまるのであれば、例えば多通貨会計（外貨建債権債務および外国通貨の保有状況ならびに決済方法等から、外貨建取引について当該取引発生時の外国通貨により記録することが合理的であると認められる場合には、取引発生時の外国通貨の額をもって記録し、各月末等一定の時点において、当該時点の直物為替レート等でまとめて円貨に換算する方法〈外貨建取引等会計処理基準注解3〉）のように、現行基準においても認められているとの見方も可能である。こうした簿記段階を超えて、財務諸表上の表示においても複数の測定単位を使用することが可能あるいは妥当とされるかどうかは、さらなる検討を要しよう。

【参考文献】

- 新井清光、『会計公準論<増補版>』、中央経済社、1978年
、『現代会計学〔第9版〕』、川村義則補訂、中央経済社、2008年
- 石川純治、『時価会計の基本問題 金融・証券経済の会計』、中央経済社、2000年
- 井尻雄士、『会計測定の基礎』、東洋経済新報社、1968年
- 伊藤邦雄、『ゼミナール現代会計入門(第7版)』、日本経済新聞出版社、2008年
- 岩井克人、『貨幣論』、筑摩書房、1993年
- 岩村 充、『貨幣の経済学 インフレ、デフレ、そして貨幣の未来』、集英社、2008年
- 上田恵陶奈、「資金決済法の制定と電子マネー事業の今後」、『地銀協月報』4月号、全国地方銀行協会、2009年
- 内山隆太郎、「第7章 電子マネーの会計処理」、増田晋・飯田耕一郎・内山隆太郎『電子マネーの実務 法務・契約・会計』、新日本法規、1998年
- 大森審士、「電子マネーの法的位置付けに関する試論 携帯電話機を利用して提供されるサービスに着目した検討」、『NBL』No.911、商事法務研究会、2009年
- 加古宜士、『物価変動会計論』、中央経済社、1981年
、『財務会計概論〔第6版〕』、中央経済社、2006年
- 企業ポイント研究会、「企業ポイントのさらなる発展と活用に向けて」、経済産業省商務流通グループ、2007年7月
- 企業ポイントの法的性質と消費者保護のあり方に関する研究会、「報告書」、経済産業省、2009年
- 金融情報システムセンター編、『金融情報システム白書(平成21年版)』、財経詳報社、2008年
- 金融審議会金融分科会第二部会、「資金決済に関する制度整備について インノベーションの促進と利用者保護」、『金融庁』、金融庁、2009年
- 決済に関する研究会、「決済に関する論点の中間的な整理について」、金融庁金融研究研修センター、2007年

- 小塚莊一郎・森田果、『支払決済法 手形小切手から電子マネーまで』、
商事法務、2009年
- 斎藤静樹、「補章 価格変動と企業利益」、斎藤静樹編著『財務会計〔第5版〕』、
有斐閣、2006年
- 桜井久勝、『財務会計講義 第11版』、中央経済社、2010年
- 鳶村剛雄、『会計学一般原理』、白桃書房、1989年
- 杉浦宣彦、「拡大するポイントプログラムの法的問題点」、『金融財政事情』第54
巻第28号、金融財政事情研究会、2003年
- 、「新たな決済手段をめぐる法的諸相 決済ビジネスの法的現状と今
後の課題」、『法学新報』第114巻第11・12号、中央大学法学会、
2008年
- 醍醐 聰、『会計学講義〔第4版〕』、東京大学出版会、2008年
- 武田隆二、『最新 財務諸表論 第11版』、中央経済社、2008年
- 日本銀行金融研究所、「電子マネーの私法的側面に関する一考察 『電子マ
ネーに関する勉強会』報告書 」、『金融研究』第16巻第2号、日
本銀行金融研究所、1997年
- 日本銀行決済機構局、「最近の電子マネーの動向について」、日本銀行決済機構
局、2008年
- 、「最近の電子マネーの動向について(2008年度)」、日本銀行決済機
構局、2009年
- 根岸邦彦、「ビジネスモデルから理解を深める 電子マネーの仕組みと会計・税
務」、『経理情報』No.1130、中央経済社、2006年
- 野口教子、「ポイントサービス会計 IFRIC 第13号との比較による我が国の
現状と課題 」、『産業経理』Vol.69 No.3、産業経理協会、2009
年
- 古市峰子、「現金、金銭に関する法的一考察」、『金融研究』第14巻第4号、日
本銀行金融研究所、1995年、101～152頁
- 山田辰己、「IASB 会議報告(第105～106回会議)」、『会計・監査ジャーナル』
Vol.22 No.3、日本公認会計士協会、2010年、138～150頁
- Whittington, Geoffrey, *Inflation Accounting: An Introduction to the Debate*,
Cambridge University Press, 1983. (辻山栄子訳『会計測定の基礎
インフレーション・アカウンティング』、中央経済社、2003年